河川整備基本方針と河川整備計画について

- 河川管理者は、その管理する河川について、河川整備の基本となる事項を定めた「河川整備基本方針」を策定
- さらに、河川整備基本方針に沿って河川整備を実施すべき区間について、段階的な整備内容を定めた「河川整備計画」を策定

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

○河川の整備の基本となるべき事項

・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

一級河川：国土交通大臣
二級河川：都道府県知事

河川整備基本方針の案の作成

↓ 意見聴取

法16条第3項、第4項

（一級河川の場合）
社会資本整備審議会

（二級河川の場合）
都道府県河川審議会
※都道府県河川審議会がある場合

河川整備基本方針の決定・公表

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容
（計画対象期間　：20～30年間程度）

○河川整備計画の目標に関する事項

○河川の整備の実施に関する事項

・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

一級河川：地方整備局長等
二級河川：都道府県知事

河川整備計画の案の作成

意見聴取 → 法16条の2第3項 学識経験を有する者

意見を反映させるために必要な措置 → 法16条の2第4項 関係住民

↓ 意見聴取

法16条の2第5項

（一級河川の場合）
関係都道府県知事

（二級河川の場合）
関係市町村長

河川整備計画の決定・公表

河川工事、河川の維持